

○宮崎大学大学院教育学研究科年報刊行規程

〔 令和3年2月3日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学大学院教育学研究科年報（以下「年報」という。）の投稿及び編集・刊行に関して、必要な事項を定めるものとする。

(収録内容)

第2条 年報は、教職実践の高度化に関する研究論文、実践報告、課題研究リポート報告及び研究科年次報告で構成する。

(投稿資格)

第3条 研究論文及び実践報告の投稿資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 宮崎大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）院生
- (2) 研究科若しくは宮崎大学教育学部の専任教員又は宮崎大学教育学部附属学校園教員
- (3) 研究科教職実践開発専攻修士（ただし、研究科専任教員との共著による研究論文のみとする。）
- (4) その他研究科教務委員会が認めた者

(委員会)

第4条 年報の編集・刊行等に関わる運営業務を行うため宮崎大学大学院教育学研究科年報刊行専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(刊行)

第5条 委員会は、年1回教職実践に関する研究論文及び実践報告を募集し、研究科教務委員会の議を経て、年報を刊行する。

2 委員会は、必要に応じ研究科委員会の議を経て、特別号を刊行することができる。

(投稿編数及び執筆ページ数)

第6条 投稿は、1人につき、各号、単著・共著合わせて3編までとする。ただし、単著のみの場合は2編までとする。

2 執筆可能ページ数は、1号につき、刷り上がり10ページまでとする。共著の場合、ページ数の換算方法は執筆者による均等割とする。

(書式等)

第7条 原稿の書式等は、委員会が別に定める「宮崎大学大学院教育学研究科年報執筆要領」によるものとする。

(原稿の提出)

第8条 投稿の申込みに当たっては、次により取り扱うものとする。

- (1) 投稿の申込みは、宮崎大学大学院教育学研究科年報投稿申込書に原稿を添えて、毎年3月10日までに委員会に提出するものとする。ただし、3月10日が休日に当たるときは、その直前の平日までに委員会に提出するものとする。
- (2) 原稿の締切りは、期日を厳守すること。締切り後は受理しない。なお、一旦受理した原稿は校正まで返却しない。

(原稿採否の決定)

第9条 研究論文については、委員会が指名する研究科専任教員2名による意見をもとに委員会が原案を作成し、研究科教務委員会で採否を決定する。

2 実践報告の採否については、委員会が決定する。

(校正)

第10条 校正は、執筆者が行う。その際、内容の変更は認めない。校正は、2回をもって校了とする。

(刊行費)

第11条 刊行費は、研究科共通経費とする。

(著作権の帰属等)

第12条 年報に掲載された投稿物の複製権及び公衆送信権は、研究科に帰属する。ただし、著者が掲載論文を教育的な目的のために利用する限りにおいては研究科の許可を必要としないものとする。

2 研究科は、学術研究の成果並びに活動状況を発表し、広く学内外との学術交流を果たすため、掲載論文等を「宮崎大学学術情報リポジトリ」に登録するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、年報の投稿及び編集・刊行に関して必要な事項は、研究科教務委員会で決定する。

附 則

この規程は、令和3年2月3日から施行する。